

衆議院憲法調査会・政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会参考人意見陳述  
政党について

平成 14 年 11 月 14 日

高田 篤

(京都大学総合人間学部)

はじめに

ハンス・ケルゼン

孤立した個人たる「国民」は、十分な影響力を持っておらず、政党を通じることによって、ようやく「国民」として自らを解放することができる。

政党に対する強い批判

政党を積極的根拠によって基礎付ける必要

政党についての憲法理論的省察

民主制の規範論的定義・把握

ケルゼン（議会制・民主制・政党を擁護）

社会秩序がそれに服従する者達によって創設される社会形態。

シュミット（議会制・政党を批判；独裁と民主制は矛盾しない）

具体的に現存する人民と政治統一体としての自分自身が同一であるような、すなわち、統治する者と統治される者が同一であるような国家形態。

ヘラ - （議会制・民主制・政党を擁護；方法論でケルゼンを批判）

特定の領域内に居住する人々の多種多様な活動に秩序を与え、統一体を形成するために重要な政治的決定を秩序構成員自身が行うこと。

民主制について一見同様の理解

政党についての立場の相違はどこから生まれるのか？

社会秩序構成員の中に存在する多様性

両者の関係をどのように捉えるかについての違い

民主的に形成される社会秩序の一体性



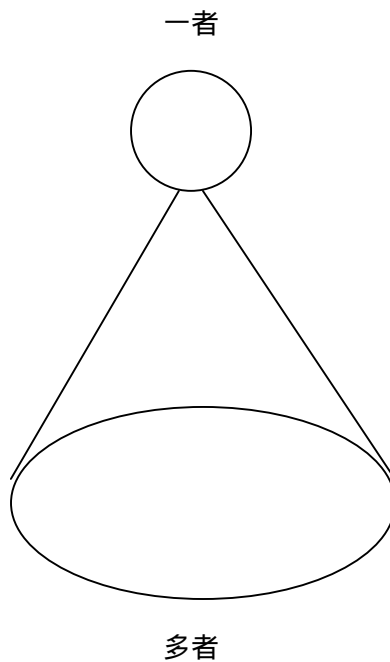
多者(Vielheit)と一者(Einheit)との関係という伝統的問題

アリストテレス対プラトン

トマス・アクィナス：

一なる神に比べれば劣る被造物は、一つの被造物によっては 神の善性を充分に表すことができないので、多く被造物と多様性が作られた。神が作られた世界は、多数、多様であることにより神の善性を表象する。

一者 / 多者に関する議論のイメージ（理解のために極度に単純化されている）



シュミット：一者に定位した民主制理解

球の影として底辺を捉える見方

ヘラ - ：一者・多者両方を尊重する民主制理解

球も底辺も実線とする見方

ケルゼン：一者を仮象の認識対象（非実体化）、多者を実体とみなす民主制理解

球を点線・底辺を実線とする見方

ポスト・モダン的な民主制理解：一者は不可能であり、多者だけが存在する

球・円錐は存在しえず、底辺の円だけしかない

シュミットの主張：多様性は有害

現在の民主制においては困難

残り三つの立場：多様性に積極的な意義を与える

政党の積極的基礎付けについては、基本的に違いは生じない

多様性の積極的な意義付け

ジェームス・マディソン（「フェデラリスト」）

「もし人々が、さまざまな異なった問題に対して、彼らの理性を冷静かつ自由に  
使えば、彼らは、そのうちのいくつかについて、かならず異なった意見になる」

ファクション・派閥の存在を擁護する文脈

ハンナ・アレント

多様性を維持すること自体が政治的合理性の条件

現代ドイツ政治哲学

多様性を維持することを憲法創設目的のひとつとして、公共体の秩序を構成  
すべき

政党：多様性（多者）に立脚

民主制に合理性をもたらす不可欠の存在

## 政党の憲法（社会）科学的省察

民主制の社会科学的把握

政治的コミュニケーションから成り立つ争点化、選択肢の形成・提供、暫定的決定、  
決定の受容という多段階からなる包括的なシステム

政党の民主制の前提条件形成機能

政治リーダー候補者のリクルート・育成

政策の策定

有権者への選択肢の提供

政党民主制展開の三段階モデル

理念型

各政党状況の独自性・個別性を明確化

第一段階

政党民主制確立期

議員政党

党员：地主や商工業者層

第一次産業就労人口：50%以下

ドイツ：1870年

日本：1920年代

第二段階

大組織の時代

組織政党

第一次産業就労人口：40%を切る

ドイツ：1890年代以降

日本：1955年前後

第三段階

脱工業化社会

組織政党の揺らぎ

第一次産業就労人口：10%程度・以下

第二次産業就労人口：減少に転じる

第三次産業就労人口：50%を超える

大組織の影響力の減少

マイクロコーポラティズムと社会運動・市民運動

特殊日本的な状況

モデル第二段階において「組織化」できず 非公式機関による組織整備

cf「組織化」

カール・シュミット：

政党は人々を完全に把握し、揺りかごから棺桶まで、幼稚園からスポーツクラブを経てボーリング場、果ては墓場や火葬場まで付き添い、支持者に正しい世界観、国家形態、経済体制、人とのつきあいの仕方まで教えようとする。その結果、国民の全生活は完全に政治化され、ドイツ国民の政治的一体性は分断されてしまった。

モデル第三段階における普遍的課題

「国民各層の『政治的意見ないし傾向』が政治過程に適確に伝達されていないという『病理』」と、「『代表』の実態がもっぱら利益代表と化するという『病理』」とが、「重なり合いながら」拡大

社会や「個人」の複雑化・「断片化」 政党の影響力の減少

マイクロコーポラティズム / 社会運動・市民運動

二重の「病理」

ドイツ：「組織化」が第三段階の状況に適合しなくなった

日本：マイクロコーポラティズムに絡みとられる

政党・政党システム全体の第三段階状況への適合

政党・政党システムも十分な複雑性と「断片性」を備える

公開性と透明性の重要性

### 政党法制の意義

第二次大戦後のドイツの政党法制

組織政党が民主制の土台を掘り崩す

政党民主制の土台を法による義務付けと特権付与を通じて作り出す

「国民党」による民主制

第二次大戦後の日本の政党法制

政党民主制の発展を阻害する要因の存在

政党に完全な自由を与える

結社の自由

ドイツ流の政党法制の日本への導入

政党の「近代化」論 困難

「政治改革」

ドイツ法の「美味しい所取り」

目的：政党・政策本位の選挙制度等を採用し、政権交代を可能に

これ自身問題

第三段階の客観的状況に第二段階の処方箋

現在の日本社会に適合的な政党法制へのヒント

ドイツでなされている政党制・政党法制に対する批判・改革の提言

(ドイツの文脈)

「要塞化」への批判

政党助成の限定

「市民ボーナス」制  
5% 阻止条項緩和  
厳密すぎる政党の概念規定 「政党」と「市民運動」の同権化  
政党内での民主化の強化・分権化の促進

法にできること

人材発掘・育成にあたっての障害の除去  
前提条件としての透明性・開放性の確保

### 政党法制と憲法

法的措置は、現行憲法下で法律改正によって可能

政党法制について、憲法改正することの持ち得る影響？

前提：政党法制 = 政治過程に関するルール 立法者による濫用の危険

- a) 少数派政党に対する不利益取扱い
- b) 政党のカルテル化
- c) 「お手盛り」 民主制自体を衰退させる

政党法制の濫用防止の主役 = 裁判所・違憲審査制

裁判規範としての憲法



政党法制に関して憲法改正

憲法訴訟に対する影響は慎重に考慮される必要

訓示規定 賢明ではない

政党法制に対する司法的コントロールを弱める可能性

「結社」、「パブリック・インタレストグループ」、「政党」を詳細に規定

= 未来の可能性を縮減するような詳細な憲法規定

憲法として本来あるべき姿ではない

政党に関する憲法規定の制定は、相当に困難な課題

## おわりに

技術的知見に基く憲法制定

時代や状況を十分に把握

憲法規定相互間の技術的整合性にも配慮

「現代民主制から見た議院内閣制」『国民内閣制』論の意義・限界と議会・内閣の役割  
再検討の視角（覚え書き）」ジュリスト 1133号（平成10年5月）71 - 79 頁

「政党法制の展開とその脈絡」社会システム研究（京都大学大学院人間・環境学研究科、  
総合人間学部紀要）第2号（平成11年1月）15 - 34 頁

「憲法と政党」高橋和之・大石眞『憲法の争点 第3版』（平成11年6月）22 - 23 頁

「民主政における政党と『結社』」法学教室 226号（平成11年7月）82 - 88 頁

「民主制の展開から見た会派」ジュリスト 1177号（平成12年5月）57 - 64 頁